

緊急店舗賃借料補助金 申請書類チェックリスト

以下のもの全ての提出が必要です。

補助金交付申請書(兼請求書) ①

- 押印が必要です(法人については、法人の実印)
- 志木市内にある事務所等が対象となります。
- 駐車場、倉庫、資材置き場等の付帯施設については、志木市内で賃借し、当該事務所等で事業を行うために必要である場合のみ対象となります。

誓約書 ②

- 署名と押印が必要です。

賃借料を証明する書類の写し(契約書) ③

※店舗・事務所兼住居の場合は、事業に必要な部分の面積割合がわかる資料(間取図等)

- 賃貸借契約書等のコピーを提出してください。
- 付帯施設の賃借料を申請する場合は、全ての施設にかかる資料が必要です。

ア)持続化給付金給付決定通知(振込のお知らせ) ④

イ)家賃支援給付金給付決定通知(振込のお知らせ)

ウ)振込を確認できる通帳の写し

- 国の持続化給付金または家賃支援給付金の交付決定を受けた方が対象となります。
- 持続化給付金および家賃支援給付金の詳細については、それぞれのホームページをご確認ください。

事業実態が市内にあることがわかる資料 ⑤

(登記簿・履歴事項全部証明書、会社概要、ホームページ等)

- 市内で事業を行っていることがわかる資料を添付してください。